

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
74	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当又は特例給付の支給に関する事務では、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、受給者の児童手当の資格確認等に使用する。(資格認定、資格管理に伴う所得情報の照会、住民基本台帳による世帯情報の確認、公金受取口座関係情報の確認など) 上記の事務の届出処理及び添付資料については、窓口や郵送での提出以外に、子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。
③システムの名称	児童手当システム(福祉トータルシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の56の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)(令和3年法律第38号) ・第10条 児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号) ・第7条第1項、第2項 (認定) ・第9条第1項 (児童手当の額の改定) ・第12条第1項 (未支払の児童手当) ・第21条第1項、第2項 (拠出金の額) ・第26条 (届出) ・第28条 (資料の提供等) 児童手当法施行規則(昭和46年9月4日厚生省令第33号) ・第1条の3 (父母指定者の届出)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供: 番号法第19条第8号 別表第2の26、30、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、44条 情報照会: 番号法第19条第8号 別表第2の74、75の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条 口座登録法第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来局 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104
	駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709
	清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	葵福祉事務所子育て支援課 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1093 FAX(054)221-1097
	駿河福祉事務所子育て支援課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8674 FAX(054)287-8805
	清水福祉事務所子育て支援課 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2120 FAX(054)354-3132

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-5-②	子ども家庭課長 伊藤 彰	参与兼子ども家庭課長 稲葉 宣明	事後	
	I-8	<p>子ども未来局 子ども家庭課 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1381 FAX(054)221-1462</p> <p>葵福祉事務所保育児童課 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1093 FAX(054)221-1097</p> <p>駿河福祉事務所保育児童課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8674 FAX(054)287-8805</p> <p>清水福祉事務所保育児童課 静岡市清水区旭町6番8号</p>	<p>葵福祉事務所子育て支援課 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1093 FAX(054)221-1097</p> <p>駿河福祉事務所子育て支援課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8674 FAX(054)287-8805</p> <p>清水福祉事務所子育て支援課 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2120 FAX(054)354-3132</p>	事後	
	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の56の項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条</p> <p>児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号) ・第7条第1項、第2項 (認定) ・第9条第1項 (児童手当の額の改定) ・第12条第1項 (未支払の児童手当) ・第21条第1項、第2項 (拠出金の額) ・第26条 (届出) ・第28条 (資料の提供等)</p> <p>児童手当法施行規則(昭和46年9月4日厚生省令第33号) ・第1条の3 (父母指定者の届出)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-②	番号法第19条第7項 別表第二の74の項及び75の項	<p>情報提供: 番号法第19条第7項 別表第2の26、30、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、44条 情報照会: 番号法第19条第7項 別表第2の74、75の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条</p>	事後	
	II-1	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
	II-2	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
	II-1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	II-2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	I-5-②	参与兼子ども家庭課長 稲葉 宣明	子ども家庭課長	事後	
令和2年4月10日	I-1-②	<p>児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、受給者の児童手当の資格確認等に使用する。(資格認定、資格管理に伴う所得情報の照会、住民基本台帳による世帯情報の確認など)</p>	<p>児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、受給者の児童手当の資格確認等に使用する。(資格認定、資格管理に伴う所得情報の照会、住民基本台帳による世帯情報の確認など)</p> <p>上記の事務の届出処理及び添付資料については、窓口や郵送での提出以外に、子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。</p>	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	I-1-②	<p>児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、受給者の児童手当の資格確認等に使用する。(資格認定、資格管理に伴う所得情報の照会、住民基本台帳による世帯情報の確認など)</p> <p>上記の事務の届出処理及び添付資料については、窓口や郵送での提出以外に、子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。</p>	<p>児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、受給者の児童手当の資格確認等に使用する。(資格認定、資格管理に伴う所得情報の照会、住民基本台帳による世帯情報の確認、公金受取口座関係情報の確認など)</p> <p>上記の事務の届出処理及び添付資料については、窓口や郵送での提出以外に、子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。</p>	事前	
令和4年10月31日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の56の項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条</p> <p>児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号) ・第7条第1項、第2項(認定) ・第9条第1項(児童手当の額の改定) ・第12条第1項(未支払の児童手当) ・第21条第1項、第2項(拠出金の額) ・第26条(届出) ・第28条(資料の提供等)</p> <p>児童手当法施行規則(昭和46年9月4日厚生省令第33号) ・第1条の3(父母指定者の届出)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の56の項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条</p> <p>公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)(令和3年法律第38号) ・第10条</p> <p>児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号) ・第7条第1項、第2項(認定) ・第9条第1項(児童手当の額の改定) ・第12条第1項(未支払の児童手当) ・第21条第1項、第2項(拠出金の額) ・第26条(届出) ・第28条(資料の提供等)</p> <p>児童手当法施行規則(昭和46年9月4日厚生省令第33号) ・第1条の3(父母指定者の届出)</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	I-4-②	<p>情報提供: 番号法第19条第8号 別表第2の26、30、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、44条 情報照会: 番号法第19条第8号 別表第2の74、75の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条</p>	<p>情報提供: 番号法第19条第8号 別表第2の26、30、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条、44条 情報照会: 番号法第19条第8号 別表第2の74、75の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条 口座登録法第9条</p>		